

特定非営利活動団体

ペアレント・プロジェクト・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動団体 ペアレント・プロジェクト・ジャパンと称し、英文名 Parent Project Japanとする。ただし、団体登記上はこれを特定非営利団体ペアレント・プロジェクト・ジャパン(PPJ)と表示する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を岩手県奥州市胆沢町小山字新田325に置く。(代表又は副代表の指定する所をもって事務所とする。)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、子どもの本質的な学びを支援するために、親、教師、学校、教育委員会、行政、各地域の活動団体と幅広く連携し、パートナーシップの形成を促進し、もって、コミュニティービルディングをし、市民社会の発展に貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 児童、学童、生徒の教育を推進することを図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境保全を図る活動
- (6) 地域安全を推進する活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力、国際理解を図る活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(12) 上記に付随する啓発、出版、発信などの一切の活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

教育活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係わるサポート事業
子育て支援、学校教育への支援、地域社会における活動支援のためのワークショップの開催に係わる事業
親、学校、教育委員会、地域の活動団体や各種専門機関との連携及びネットワークづくり事業
保護者を中心とする子どもの育成に係わる個人、民間非営利団体及び公共部門(行政等)、営利部門(企業等)の支援及びサポート事業
その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

ワークショップの企画運営に関する業務
翻訳・出版に関する業務
印刷物の企画発行に関する業務
委託・代理業務
コンテンツ クリエーション(映像・パソコン)業務
その他、第3条の目的を達成するために必要な業務

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の会員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動を推進する個人および団体
- (2) 賛助会員 この団体を賛助するために入会した個人および団体
- (3) 特別会員 理事会で別途定めた会員

(入会)

第7条 この団体に入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2、代表理事は前項のものの入会を認めない時は、本人にその旨を通知しなければ

ばならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡し、又は法人会員である団体が消滅した時
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けても納入しない時
- (4) 除名された時
- (5) P P J の名で個人の活動をし、会になんの届け出もしなかった時

(退会)

第10条 会員は代表理事に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、除名することができる。この場合、会員が弁明を望む場合は、その機会を与えなければならない。また会員の除名については、総会で承認を得なければならない。

- (1) この定款等に違反した時
- (2) この団体の名誉を傷つける言動が認められた時
- (3) この団体の目的に反する行為が認められた時

(捻出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の捻出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 2人
 - 2, 理事の中から代表理事1人と常任理事5人以内を置く。
 - 3, この会に顧問及び相談役を置くことができる。

(選任等)

第14条 総会において、代表理事及び理事、監事を正会員の中から選任する。

2、顧問及び相談役は理事の承認を得て代表理事が委嘱する。

(職務)

第15条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2、常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事が職務を遂行することができない事態に至った時は、その職務を代行する。

3、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4、監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この団体の業務状況と財産の状況を監査すること。

(2) 監査の結果、この団体の業務又は財産に関し、不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(3) 前号の報告をする必要を認めた場合、総会を招集すること。

5、顧問及び相談役は各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3、顧問、相談役の任期は、役員の任期に準ずる。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至った場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身に支障をきたし、職務の遂行に堪えないと認められる場合。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。但し、理事会の決議により、予算の範囲内において、職務遂行にかかわる実費を支給することができる。

(事務局及び職員)

第 19 条 この団体に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 , 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 , 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この会の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支決算
- (5) 事業報告及び出資決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費等の変更
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたときと、正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面または電子メールで招集の請求があったときとする。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。総会に出席できない会員は、正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意で成立する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。各会員の表決権は平等なるものとする。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議事録の作成をしなければならない。議事録については、電子メール、ブログ等で公開されなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催、招集、議長)

第 30 条 理事会の開催は、代表理事及び理事が必要と認めたときに招集され、代表理事が原則として議長を務める。

(議決)

第 31 条 理事会の議決事項は、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意を決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 会計

(会計)

第32条 この団体の会計は、事務局が担当し、総会で収支報告と予算の承認を得なければならない。また、会計事務は、特定非営利活動に係わるものと、収益事業に関するものの2種類とする。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数の議決を経、軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第34条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(雑則)

第35条 その他必要事項は、理事会、総会において協議し、適宜対処するものとする。

附則

この定款は、平成17年(2005年)4月1日から施行する。